

利用証の交付を受けることができる方（交付対象者）

1. 有効期限（交付対象者としての基準に該当しなくなるまでの期間）

●身体障がいにより歩行困難な方（身体障害者手帳）

障害区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害		○	○	○	○		
聴覚障害			○	○			
平衡機能障害				○		○	
音声機能・言語機能又は咀嚼機能の障害							
上肢不自由		○	○				
下肢不自由		○	○	○	○	○	○
体幹不自由		○	○	○		○	
乳幼児期以前の非進行性脳 病変による運動機能障害	上肢機能	○	○				
	移動機能	○	○	○	○	○	○
心臓機能障害		○		○	○		
腎臓機能障害		○		○	○		
呼吸機能障害		○		○	○		
膀胱又は直腸の機能障害		○		○	○		
小腸機能障害		○		○	○		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		○	○	○	○		
肝臓機能障害		○	○	○	○		

*○印をして塗りつぶしてある障害、等級が交付対象です

- 知的障がいにより歩行困難な方（療育手帳の障害区分が「A」）
- 精神障がいにより歩行困難な方（精神障害者保健福祉手帳の障害区分が「1級」）
- 高齢により歩行困難な方（要介護状態区分が「要支援1」以上の方）
- 難病により歩行困難な方（特定疾患医療受給者）（小児慢性特定疾患医療受給者）

2. 有効期限1年以上（更新なし）

●妊産婦の方（母子手帳、妊娠7ヶ月から産後1年間）

ただし、妊娠初期でひどいつわり等により歩行困難である方は、診断書により医師が必要と認めた期間

3. 有効期限1年未満

●けがや病気等で歩行困難である方（診断書、医師が車いす・杖等の使用が必要と認めた期間）